平成２５年（フ）第８号
山口市小郡大江町１番22―202号　コーポフシノ
債務者　岡村　洋子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
北海道美唄市東４条南５丁目４番２―106号
債務者　佐々木理紗
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１４号
北海道美唄市西２条南３丁目１番14―106号
債務者　山崎佐知子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１４号
岩手県一関市室根町折壁字大里226番地　市営大里団地10号
債務者　坂下　成臣
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第２０号
福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字道下12番地１　２号棟106
債務者　畠山　広夫
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
神奈川県小田原市寿町４丁目１番20号
債務者　池谷　邦子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１２８号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目２番19号、前住所静岡県伊東市宇佐美316番地
債務者　入野美知夫
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１２９号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目２番19号、前住所静岡県伊東市宇佐美316番地
債務者　入野恵美子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３２号
神奈川県平塚市花水台30番12号　加藤アパート２棟西号
債務者　寺内　正夫
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４８号
香川県高松市屋島中町434番地３
債務者　笠井美津子（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第２０号
香川県高松市高松町381番地14
債務者　髙橋　伸司
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３７号
香川県高松市香川町浅野1225番地99
債務者　松永　哲郎
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第５５号
香川県東かがわ市与田山1264番地
債務者　田村　敏晃
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第７４号
香川県東かがわ市白鳥163番地４
債務者　川田　優美
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第７６号
香川県高松市紙町465番地３　コート紙町Ⅲ301号室
債務者　流田　重彦
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１８８７号
福岡県筑紫野市武藏５丁目９番24号
債務者　山内恵美子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０７６号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　59棟503号
債務者　西村　吉晴
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１５９号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木592番地１大場借家１号
債務者　宮原　良介
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部